

板橋区助産施設入所実施要綱

平成9年4月25日区長決定
(令和6年12月2日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく助産施設の入所に伴う助産の実施（以下「助産の実施」という。）及び法第56条第2項の規定に基づく費用（以下「徴収金」という。）の徴収並びに東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定め、事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(助産の実施の要件)

第2条 助産の実施は、板橋区を居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは現在地。）とする妊産婦で、その属する世帯（以下「所属世帯」という。）が次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 当該年度分（4月から6月までの申込については前年度分。以下同じ。）の区市町村民税が非課税の世帯
- (3) 当該年度分の区市町村民税所得割額の課税額が19,000円以下の世帯（ただし、規則別表第2の2に定めるC階層又はD階層にあたる場合で健康保険法等の出産育児一時金（産科医療補償制度の保険料相当額が含まれる場合はこれを差し引いた額）を健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条本文に規定する額以上受給する者を除く。）

なお、この要綱において「所得割」とは規則別表第2の2備考の規定による。

- (4) 別表に掲げる基準に基づき出産時において出産費に困窮すると福祉事務所長（以下「所長」という。）が認める世帯

(入所申込)

第3条 入所の申込は、規則に定める助産施設入所申込書（規則別記第4号様式）により行わなければならない。

- 2 入所の申込者は、助産の実施を希望する妊産婦とする。
- 3 妊産婦本人が第1項に定める助産施設入所申込書の提出をできない状況にあるときには、配偶者等親族あるいは助産施設の長が代行して提出することができる。
- 4 所長は第1項の申込を受理するにあたっては、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類については、申請者の同意を得たうえで、区が保有する公簿等により当該情報を確認できる場合は、添付を省略することができる。

- (1) 母子健康手帳
- (2) 生活保護受給証明書（第2条第1号該当者のみ。）
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他の健康保険等の保険者情報を確認することができる書面(第 2 条第 1 号該当者は除く。)

(4) 所属世帯の当該年度分の区市町村民税が非課税であるときは、それを証明する書類

(5) 所属世帯の当該年度分の区市町村民税所得割の課税額が 19,000 円以下であるときは、当該年度分区市町村民税の課税額を証明する書類

(6) その他所長が必要と認める書類

5 第 1 項の申込は、出産予定日の 4 か月前から行うことができる。

6 所長は、第 1 項の助産施設入所申込書を受理したときは、面接記録票(別記第 1 号様式)に必要事項を記録しておかなければならない。

(状況調査)

第 4 条 所長は、前条の申込を受理したときは、速やかに当該申込に係わる妊産婦及び所属世帯の状況を調査する。

(申込の取下)

第 5 条 申込者は第 3 条の申込を取下げるときには、助産施設入所申込取下届(別記第 2 号様式)を提出しなければならない。

(入所の承諾)

第 6 条 所長は、第 4 条の調査をもとに、助産施設の入所を行うことを承諾したときは、入所する助産施設の長(以下「施設長」という。)には助産施設入所決定通知書(規則別記第 5 号様式)により、申込者には助産施設入所承諾書(規則別記第 5 号様式の 2)により通知する。

2 入所の承認は、申込者の希望を考慮のうえ助産施設を指定して行うものとする。

3 入所を承認した者(以下「入所者」という。)については、助産施設・母子生活支援施設入所決定調書(規則別記第 1 号様式)を作成し、入所の経過を記録しておかなければならない。

(徴収金の額の決定)

第 7 条 徴収金の額の決定は、規則第 10 条第 1 項の規定により、規則別表第 2 の 2 に定める階層区分の額による。

2 前項の徴収金を決定したときは、助産施設入所承諾書(規則別記第 5 号様式の 2)により申込者に通知する。

(徴収金の減額)

第 8 条 徴収金の減額申請は、規則第 10 条の 3 の規定に基づき、板橋区児童福祉施設入所に伴う徴収金減額要綱(以下「減額要綱」という。)に定める、徴収金減額申請書(減額要綱別記第 1 号様式)により行わなければならない。

2 所長は、徴収金減額の適否を決定したときは、徴収金減額適用・不適用通知書(減額要綱別記第 2 号様式)により当該申請をした者に通知する。

(徴収金の徴収)

第 9 条 所長は、徴収金を徴収するときは、入所者ごとに納付期限を明らかにした納付書を作成し送付する。

2 入所者は、第1項による納付書の送付を受けたときは、期限までに徴収金を納付しなければならない。

(入所の不承諾)

第10条 所長は、次のいずれかに該当すると認めるときは入所を不承諾し、助産施設入所不承諾通知書(規則別記第6号様式)により当該申込をした者に通知する。

(1) 第2条の助産の実施の要件に該当しないとき。

(2) 助産施設以外での出産を希望したとき。

(受診券の交付)

第11条 所長は、入所者に対し受診券を交付する。

2 入所者は、助産施設に入所するときは、助産施設へ受診券を提出しなければならない。

(承諾事項の変更)

第12条 所長は、入所を承諾した入所者について、入所開始までの間に承諾事項を変更する必要があるときには、施設長には助産施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式)により、入所者には助産施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式の2)により通知する。

(入所承諾後の状況調査)

第13条 所長は、入所者の分娩状況等を調査し、助産・母子生活支援施設入所決定調査(規則別記第1号様式)に記録しておかなければならない。

(助産施設の変更)

第14条 助産施設の変更を希望する入所者は、助産施設変更申込書(別記第3号様式)を所長に提出しなければならない。

2 前項の申込による変更は、入所前に限り認めるものとする。所長は変更を認めたときは施設長には助産施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式)により、入所者には助産施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書(規則別記第8号様式の2)により通知する。

(その他の変更)

第15条 入所者(入所承諾前の者も含む。)は、前条に定めるもののほか、氏名、住所その他の申込内容の変更が生じた場合には、変更(辞退)届(別記第4号様式)を所長に提出しなければならない。

(承諾の解除)

第16条 所長は、入所承諾後、助産の実施前に次のいずれかに該当すると認めるときは、助産の実施を解除し、施設長には助産実施解除通知書(規則別記第7号様式)により、入所者には助産実施解除通知書(規則別記第7号様式の2)により通知する。

(1) 第2条の助産の実施の要件が消滅したとき。

(2) 入所者から入所辞退の申出等があったとき。

(3) 転居その他の事由により、解除する必要があるとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この一部改正後の要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日において、この要綱による改正前の板橋区助産施設入所措置要綱の規定により申請を受理された者についても、この要綱により入所を承諾するものとみなす。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成 18 年 11 月 22 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成 21 年 11 月 9 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成 25 年 8 月 7 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 30 年 1 月 11 日から施行し、平成 29 年 11 月 13 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 9 月 23 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

【別 表】

助産施設への入所については、当該年度（4 月から 6 月までの申込については前年度。以下同じ。）分の区市町村民税の課税状況に基づき規則別表第 2 の 2 に定める階層区分が D 階層の第 2 階層の条件を超えるとき、あるいは C 階層以上で出産育児一時金の受給額が健康保険法施行令第 36 条本文に規定する額以上のときは入所要件に該当しないこととされているが、下記基準に該当するときは入所要件を満たすものと認める。

記

- 1 死亡・離婚・離職等のため当該年度分の区市町村民税の課税状況に基づき入所要件の可否を判定することが適当でないときには、特に現年収入によりその所得を推定計算し、B 階層に該当するとき。
- 2 上記 1 により難しいもので、天災の罹災者等で所長が調査のうえ特に必要と認めたとき。

所 長	相談係長	面 接 員	面接記録票				保護係長	担 当 員
							相 談	年 月 日
援護を受 けたい人	氏 名	板橋区 町 丁目 番 号 方						
	電 話	—	—					
	年 齢	—	—					
来訪・電話 した人	氏 名 本人との関係	住 所 電 話		— —				
主 訴								
裏面へ								
家 族 構 成	氏 名	続 柄	年 齢	生 年 月 日			職業又は学校名	備 考
処 理 概 要	生・児・老・身・その他			他法関係 国保、社保（継続、任意）、国年、厚年 児扶手、恩給、雇保、自立支援医療 住宅関係 家賃 月／円				
	申請受理 相談のみ（実調依頼・送院連絡） 相談継続 関係機関への連絡 制度、基準について説明（基準 法外援護（ ））			交付書類				受理書類
				1 保護申請書				1
				2 収入申告書・無収入申告書				2
訪 問 予 定 日				3 資産申告書				3
				4 家賃・間代申告書				4
				5 扶養届				5
				6 扶養義務関係調査書				6
			7 医療要否意見書				7	
			8 その他				8	

裏面より

[illegible]

助産施設入所申込取下届

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区福祉事務所長

住所 板橋区 _____ 方 _____

申 込 者

(妊産婦) 氏 名 _____

助産施設入所申込みを、下記の理由により取り下げます。

記

取り下げ理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

助産施設変更申込書

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区福祉事務所長

申込者 住 所 板橋区

電 話 ()

フリガナ

氏 名

児童福祉法による助産施設の変更について、次のとおり申込みます。

既に承認を受けている施設名	
変更を希望する施設名	
【変更を希望する理由等】	

変 更 (辞 退) 届

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区福祉事務所長

住 所	板橋区 町 丁目 番 号 方		
保 護 者 名			
入 所 者 名			
施 設 名			

	事 項	年 月 日	内 容
1	住所 変更	・ ・	新 住 所
2	辞 退	・ ・	(理 由)
3	そ の 他	・ ・	